

議案第59号

鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例および鯖江市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正について

鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例および鯖江市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

鯖江市一般職の職員の給与改定に準じ鯖江市特別職の職員の給与改定および鯖江市議会議員の報酬改定を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例および鯖江市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例(昭和32年鯖江市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「「100分の162.5」」を「、6月に支給する場合には「100分の162.5」と、12月に支給する場合には「100分の167.5」」に改める。

第2条 鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「、6月に支給する場合には「100分の162.5」と、12月に支給する場合には「100分の167.5」」を「「100分の165」」に改める。

(鯖江市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 鯖江市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例(平成23年鯖江市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「「100分の162.5」」を「、6月に支給する場合には「100分の162.5」と、12月に支給する場合には「100分の167.5」」に改める。

第4条 鯖江市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「、6月に支給する場合には「100分の162.5」と、12月に支給する場合には「100分の167.5」」を「「100分の165」」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例の規定および第3条の規定による改正後の鯖江市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。